



平成 21 年 1 月 22 日

各 位

会 社 名 ハイブリッド・サービス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 鳴海 輝正
(JASDAQ・コード 2743)

問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役経営企画部長 田渕幸男
電 話 03-3512-2813

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において決議いたしました内部統制システム構築の基本方針に関し、平成 21 年 1 月 22 日開催の取締役会において、下記の通り一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。(改定箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 各取締役はそれぞれの担当部門に関する法令遵守の責任を負うものとし、担当部門に係る法令遵守の体制を構築し、これを適切に管理するとともに、当該法令遵守の状況を定期的に取り締役に報告するものとする。
 - (2) 法令違反に関する事実の社内報告体制については、社内規定（「社内通報規定」）に従いその運用を行うものとする。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務に執行にかかる文書その他の情報については、社内規定（「文書管理規定」、「情報管理規定」）に従い適切に保存及び管理を行うものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) グループ全体の総合的なリスクを把握・認識し、適切なリスク対応を行うため「リスク管理規定」を定め、リスク管理体制を強化する。
 - (2) 代表取締役を委員長とし、各部門の責任者で構成するリスク管理委員会を設置し、リスクの洗い出し、リスクの未然防止策、リスク発生時の対応策を決定する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、毎月 1 回開催することとし、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行の状況を監督する。
 - (2) 取締役の職務分担、業務執行に係る権限ならびに指揮・報告系統については、社内規定（「組織規定」、「職務分掌・権限規定」）に基づき適正かつ効率的に行うものとする。
 - (3) 取締役会の決議にて決定される年度予算に基づき、各取締役は、それぞれの担当部門に関する部門予算の実行状況ならびに施策の実施状況を定期的に取り締役に報告するものとする。

5. 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役を兼務する取締役は、当該子会社の業務の適正性を確保する責任を負うものとする。
 - (2) 子会社管理の担当部門（主に管理部門）は、社内規定（「関係会社管理規定」）に基づき、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
内部監査室は、監査役の求めまたは指示により、適宜、監査役の職務遂行の補助を行うものとする。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
内部監査部門の人事異動については、取締役と監査役が意見交換を行う。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
 - (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに監査役に報告するものとする。
 - (2) 内部監査室は、監査役会に常時出席し、内部監査の結果を報告するものとする。
 - (3) 監査役会は、定期的または不定期に取締役および幹部社員との業務ヒアリングを開催し、内部統制システムの構築状況及び運用状況について報告を求めることができる。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役会は、代表取締役との意見交換会を定期的に開催し、経営方針、経営上の重要課題ならびに監査環境の整備に関する事項等について意思の疎通を図り、効果的な監査業務の遂行を図るものとする。
 - (2) 監査役は、内部監査室と常に連携を図り、監査の重点項目や監査結果等について情報の共有に努め、効率的かつ効果的な監査業務の遂行を図るものとする。
10. 反社会的勢力に対する体制と整備
 - (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力及びこれに類する団体とは、一切の関係をもち、不当要求事案等発生の場合についても顧問弁護士と連携のうえ、毅然とした態度で対応するものとする。
 - (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - ① 対応部署及び不当要求防止責任者の設置状況
管理部総務課を対応窓口として、事案により関係する部署が窓口となり対応するものとする。
 - ② 外部の専門機関との連携状況
顧問弁護士と連携して、反社会的勢力と対応するための体制を整備している。
 - ③ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
顧問弁護士を通じて、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っている。

以上